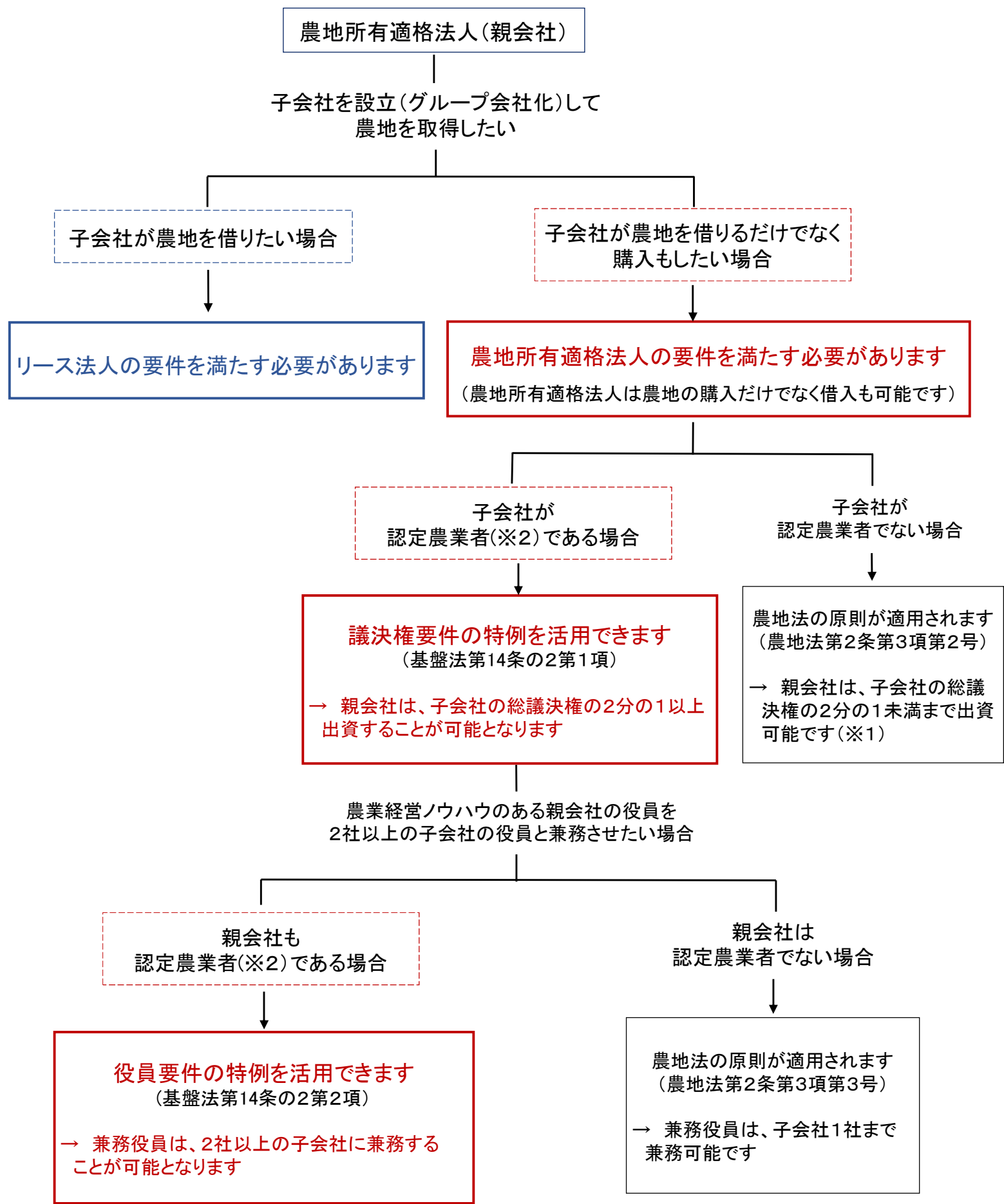


○ 農地所有適格法人ののれん分け（グループ会社化）における農地取得の要件について



※1 議決権のない株式(いわゆる無議決権株式)については、制限なく出資できます(ただし非公開のものに限定)。

※2 特例(子会社に適用)を活用するためには、子会社の経営改善計画の変更が必要となります。

○ 農地所有適格法人の議決権要件・役員要件の特例について

議決権要件・役員要件(原則) (農地法第2条第3項第2～4号)

議決権要件	農業関係者(*)が総議決権の過半を占めること ※ 法人の行う農業に常時従事(原則年間150日以上)する個人、法人に農地の権利を移転した個人等 → 原則、当該法人に出資する法人は、農業関係者に含まれない(=総議決権の2分の1以上出資できない)
役員要件	・ 役員の過半が、その法人の農業に常時従事(原則年間150日以上)する構成員(株主)であること ・ 役員又は重要な使用人が1人以上農作業に従事(原則年間60日以上)すること

議決権要件の特例 (基盤法第14条の2第1項) 【平成15年9月15日施行】

子会社が農業経営改善計画に、親会社(農地所有適格法人に限る)からの出資に関する事項を記載し、市町村(※)の認定を受けた場合、子会社の総議決権に占める親会社の議決権割合は、子会社の農業関係者の議決権割合としてカウントされる。

→ 法人(親会社)が、子会社の総議決権の2分の1以上出資することも可能

※ 令和2年4月1日以降は、基盤法の一部改正により、経営農地が複数の都道府県にまたがる場合は国が、複数の市町村にまたがる場合は都道府県が認定。

役員要件の特例 (基盤法第14条の2第2項) 【令和元年11月1日施行】

親会社の役員を子会社の役員と兼務させる場合、以下の要件を満たした上で、子会社が農業経営改善計画を作成し、市町村(※)の認定を受けた場合、当該計画に記載された兼務役員は、子会社の農業常時従事する構成員たる役員と同様に取り扱われる。

【要件】

- ① 親会社が子会社の総議決権の過半を有していること
注: 本特例を活用するためには、議決権要件の特例を活用する必要。
- ② 親会社が認定農業者かつ農地所有適格法人であること
- ③ 兼務役員が親会社の行う農業の常時従事者かつ親会社の株主であること
- ④ 兼務役員が子会社の行う農業に30日以上従事すること

特例による効果

農業経営のノウハウを有する優秀な役員が、3社以上のグループ会社に兼務することが困難

議決権要件及び役員要件の特例を活用すると

兼務役員が、3社以上のグループ会社に兼務することで、農業経営のノウハウを共有することが可能となる

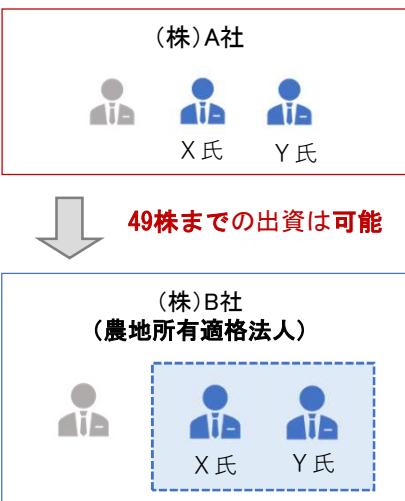
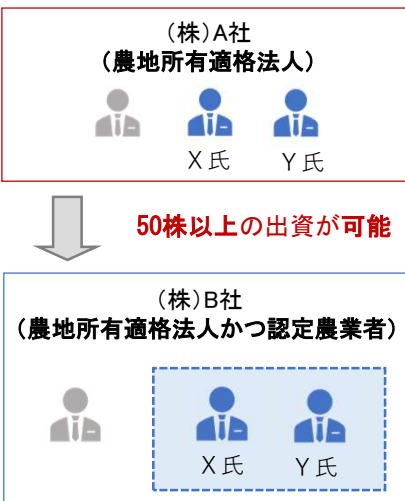
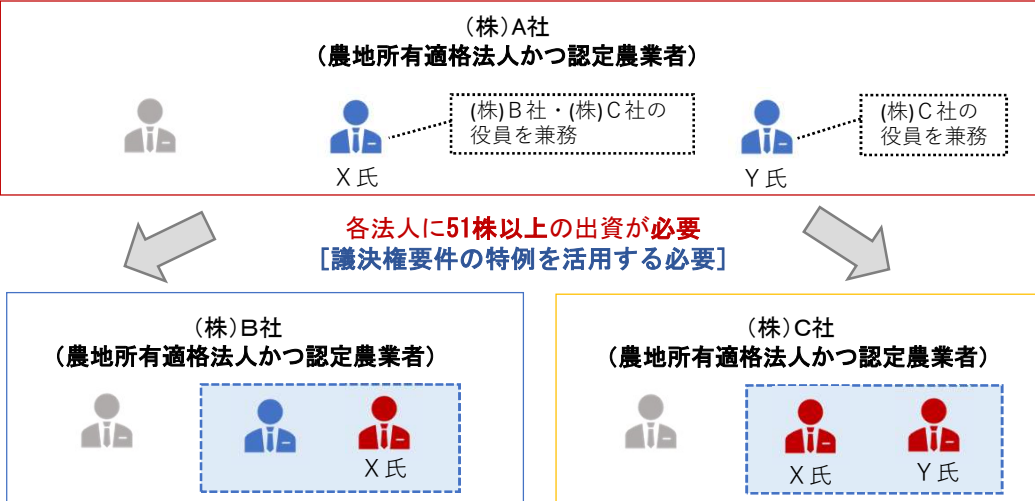
○ 農地所有適格法人要件の比較表（原則・議決権要件特例・役員要件特例）

	原則 (農地法第2条第3項第2～4号)	議決権要件特例 (基盤法第14条の2第1項)	役員要件特例 (基盤法第14条の2第2項)
① 親会社による子会社への出資可能範囲	子会社の総議決権の2分の1以上の出資は 不可	子会社の総議決権の2分の1以上の出資が 可能	子会社の総議決権の2分の1以上出資する 必要 【議決権要件特例を活用する必要】
② 経営改善計画の作成及び市町村(※)の認定を受ける必要のある者	—	子会社	親会社、子会社
③ 兼務役員が、子会社において、農業常時従事者かつ構成員たる役員として扱われるための条件	○ 子会社の行う農業の常時従事者(原則年間150日以上) ○ 子会社の構成員 (株式会社の場合、株式を1株以上保有)	同左	○ 子会社の行う農業に 年間30日以上 従事する者 ※ 子会社の構成員(株主)であることは求めない
④ 農業経営のノウハウを持つ親会社の役員が兼務可能な子会社の数	1社は兼務可能	同左	2社以上の兼務が可能

(※) 令和2年4月1日以降は、経営農地が複数の市町村にまたがる場合は都道府県が、複数の都道府県にまたがる場合は国が認定します。

○ 親会社による農地所有適格法人への出資・役員の兼務の具体的考え方について

- ・親会社は(株)A社、子会社は(株)B社及び(株)C社とし、子会社は株式を100株(1株=1議決権)発行する。
- ・法人の農業常時従事者かつ構成員である役員(以下「農業常時従事役員」という。)を 、兼務役員(特例)を  とする。
- ・親会社、子会社ともに役員3名、うち1名は農業常時従事役員でない役員()とする。
- ・親会社が子会社に出資し、かつ親会社の役員3名のうち2名(X氏、Y氏)が子会社の役員を兼務する( = 子会社の農業常時従事役員に該当する者)。
- ・親会社が子会社に出資する場合で、子会社が議決権要件及び役員要件を満たしているパターンは以下のとおり。

	議決権要件・役員要件(原則) (農地法第2条第3項第2～4号)	議決権要件の特例 (基盤法第14条の2第1項)	役員要件の特例 (基盤法第14条の2第2項)	
子会社への出資パターン	 49株までの出資は可能	 50株以上の出資が可能	 各法人に51株以上の出資が必要 [議決権要件の特例を活用する必要]	
子会社の株式	・(株)B社の農業関係者 51株以上 (うち(株)A社との兼務役員1株ずつ以上) ・(株)A社 49株まで ⇒ (株)B社の農業関係者に含まない【原則】	・(株)A社との兼務役員 1株ずつ以上 ・(株)A社 98株まで ⇒ (株)B社の農業関係者扱い【特例】	【(株)B社】 ・(株)A社 99株まで ・(株)B社の農業常時従事役員 1株以上 ※ 兼務役員(特例)は(株)B社の株式を保有する必要なし	【(株)C社】 ・(株)A社 100株まで ※ 兼務役員(特例)は(株)C社の株式を保有する必要なし
子会社の役員	(株)A社との兼務役員2名が ①(株)B社の株を1株以上保有し、かつ ②(株)B社の行う農業に常時従事(原則年間150日以上)する場合 ⇒ (株)B社の農業常時従事役員【原則】		【(株)B社】 兼務役員(特例)のX氏が、(株)B社の行う農業に年間30日以上従事する場合 ⇒ (株)B社の農業常時従事役員扱い【特例】	【(株)C社】 兼務役員(特例)のX氏及びY氏が、(株)C社の行う農業に年間30日以上従事する場合 ⇒ (株)C社の農業常時従事役員扱い【特例】